

短期入所サービスの利用が認定有効期間の 半数を超える理由書 申請の手順

目 次

ページ

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. ホームページ掲載場所 | 1 |
| 2. 手続き申し込みの手順 | 3 |

1. ホームページ掲載場所

①「電子申請」をクリック



②「オンライン申請手続き」をクリック



③キーワードを入力欄に「短期入所」と入力し、キーワード検索をクリック

オンライン申請手続き

[ホーム](#) > オンライン申請手続き

キーワードで探す

キーワードを入力

☐ 類義語検索を行う

手続き種別を選択

☒ すべての手続き

☐ 個人向けの手続き

☐ 法人向けの手続き

キーワード検索

50音で探す

あ行

か行

さ行

た行

2025年07月09日 20時15分 現在

手続き一覧

受付開始日時 降順

10件ずつ表示

7年8月2日（土）開催
「親子で省エネ・施設見学会」参加申込
受付開始： 14時00分
受付終了： 23時59分

【親子環境教室】令和7年8月7日（木）開催
「親子で省エネ・施設見学会」参加申込
受付開始： 2025年07月08日 14時00分
受付終了： 2025年07月24日 23時59分
開始しました

「第11回平和首長会議被爆80周年記念総会」参加内容確認
受付開始： 2025年07月08日 00時00分
受付終了： 随時

Questionnaire on Attendance at "The 11th General Conference of Mayors for Peace"
受付開始： 2025年07月08日 00時00分
受付終了： 随時

行政財産使用許可申請（土木企画課所管施設市営駐車場等）
受付開始： 2025年07月03日 00時00分
受付終了： 随時

④「短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書」をクリック

★長崎市電子申請サービス

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

オンライン申請手続き

[ホーム](#) > オンライン申請手続き

キーワードで探す

短期入所

☐ 類義語検索を行う

手続き種別を選択

☒ すべての手続き

☐ 個人向けの手続き

☐ 法人向けの手続き

キーワード検索

50音で探す

あ行

か行

2025年07月09日 21時12分 現在

手続き一覧

受付開始日時 降順

20件ずつ表示

短期入所

検索結果 1 件

短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書
受付開始： 2025年07月09日 19時40分
受付終了： 随時

2. 手続き申し込みの手順

①「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

★長崎市電子申請サービス

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

利用者管理

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#)

利用者ログイン

手続き名	短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書
受付時期	

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

②手続き説明を読み、「同意する」をクリックする

手続き説明	
手続き名	短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書 お気に入り登録
説明	ケアプランにおいて短期入所サービスを位置づける場合、特に必要と認められる場合を除き、利用する日数（累計）が要介護認定の有効期間の半数を超えないようにしなければなりません。 認定有効期間の半数を超える利用が必要と判断される場合、担当ケアマネジャーが「短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書」を事前に提出していただく必要があります。 理由書の提出時期：半数を超えて利用する月の前月の15日頃までに提出してください。なお、次期認定有効期間において、同様に半数を超えると判断される場合は再度提出してください。
受付時期	2025年7月9日19時40分～
問い合わせ先	長崎市福祉部介護保険課 給付係
電話番号	095-829-1163
FAX番号	095-829-1250
メールアドレス	kaigo@city.nagasaki.lg.jp

<利用規約>

長崎県電子自治体共同運営システム（電子申請サービス）利用規約

1 目的

この規約は、別紙に示す長崎県及び長崎県内の希望する市町（以下「構成団体」といいます。）が共同導入した本サービス（電子申請サービス）（以下「本システム」といいます。）をインターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、システムを提供する事業者（以下「サービス事業者」といいます。）及び構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくこと

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただいたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る

同意する >

③下の画面に表示されている項目を入力し、「確認へ進む」をクリック

★長崎市電子申請サービス

手続き検索申請状況確認職責署名検証ヘルプよくある質問ログイン

手続き申込

ホーム > 利用者ログイン > 手続き説明 > 申込

申込

選択中の手続き名：短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書

問合せ先 + 開く

申請日を入力してください。必須

年 月 日

長崎市長様

下記利用者につきましては、次の理由から、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用が必要と考えられますので次のとおり申請します。

居宅介護支援事業所名を入力してください。必須

画面を下へスクロール。

施設入所申込先 選択肢の結果によって入力条件が変わります

施設の種類の選択してください。（複数選択可）
3.その他を選択した場合は施設の種類の具体的に入力してください。

☐ 1.特別養護老人ホーム

☐ 2.グループホーム

☐ 3.その他

有効期間の半数を超える年月を入力してください。必須

年 月

確認へ進む >

- ④手続きの申し込みの受付ができる場合、次の画面が標示されますので、申し込み内容を確認し、「申込む」をクリック

申込確認	
まだ申込みは完了していません。	
※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。	
短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書	
申請日	
長崎市長 様	
居宅介護支援事業所名	
連絡先（電話番号）	
担当ケアマネジャー名	
連絡先メールアドレス	
被保険者番号	
被保険者氏名	
現在の要介護状態	
認定有効期間開始日	
認定有効期間終了日	
本人の状況	
本人の心身の状況	
家族の状況	
家族の介護（支援）の状況	
認定有効期間の半数を超える理由及び今後の方針	
施設入所申込先	
有効期間の半数を超える年月	
< 入力へ戻る 申込む >	

⑤申込み完了となります。

★長崎市電子申請サービス

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

手続き申込

[ホーム](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#) > [申込確認](#) > [申込完了](#)

申込完了

短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える理由書の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号

パスワード

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

<

一覧へ戻る